

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可(四件)……………一
………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)………一
 - 指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力停止……………二
………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)………二
 - 指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力停止……………二
………(同)………二
 - 都道の区域変更(二件)……………二
………(建設局道路管理部路政課)………二
- ### 公告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………五
………(主税局課税部課税指導課)………五
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)………五

告示

●東京都告示第千五百八十四号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年十一月二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第八・二・二一九号一之江名主屋敷公園
- 三 事業施行期間 平成二十七年十一月二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 江戸川区春江町二丁目地内

取用の部分
なし

告示

●東京都告示第千五百八十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年十一月二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・三十八号大杉五丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十七年十一月二日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 江戸川区大杉五丁目地内

取用の部分
なし

告示

●東京都告示第千五百八十六号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年十一月二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・七十三号みしま公園
- 三 事業施行期間 平成二十七年十一月二日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 江戸川区松江六丁目地内

取用の部分
なし

告示

●東京都告示第千五百八十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年十一月二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・七十二号西一之江二丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十七年十一月二日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 江戸川区西一之江二丁目地内

取用の部分
なし

●東京都告示第千五百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止することと決定したので、同法第七十八条第三号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二日

東京都知事 舛 添 要 一

サービスの種類	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	処分年月日	指定の全部の効力の停止期間
通所介護	合同会社 社和楽	デイサービスセンター タワハラ	東大和市 芋窪一丁目二千五百十六番一	平成二十七年九月九日	平成二十七年十月九日から平成二十七年十一月八日まで

同右 同右 同右 同右 同右

●東京都告示第千五百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の九第一項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止することと決定したので、同法第百十

五条の十第三号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二日

東京都知事 舛 添 要 一

サービスの種類	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	処分年月日	指定の全部の効力の停止期間
介護予防通所介護	合同会社 社和楽	デイサービスセンター タワハラ	武蔵村山市 岸一丁目二十番八号	平成二十七年九月九日	平成二十七年十月九日から平成二十七年十一月八日まで

●東京都告示第千五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成二十七年十一月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 路線名 鮫洲大山
- 二 変更の区間 品川区戸越五丁目十一番三地从先から同区豊町六丁目百六十番十五地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

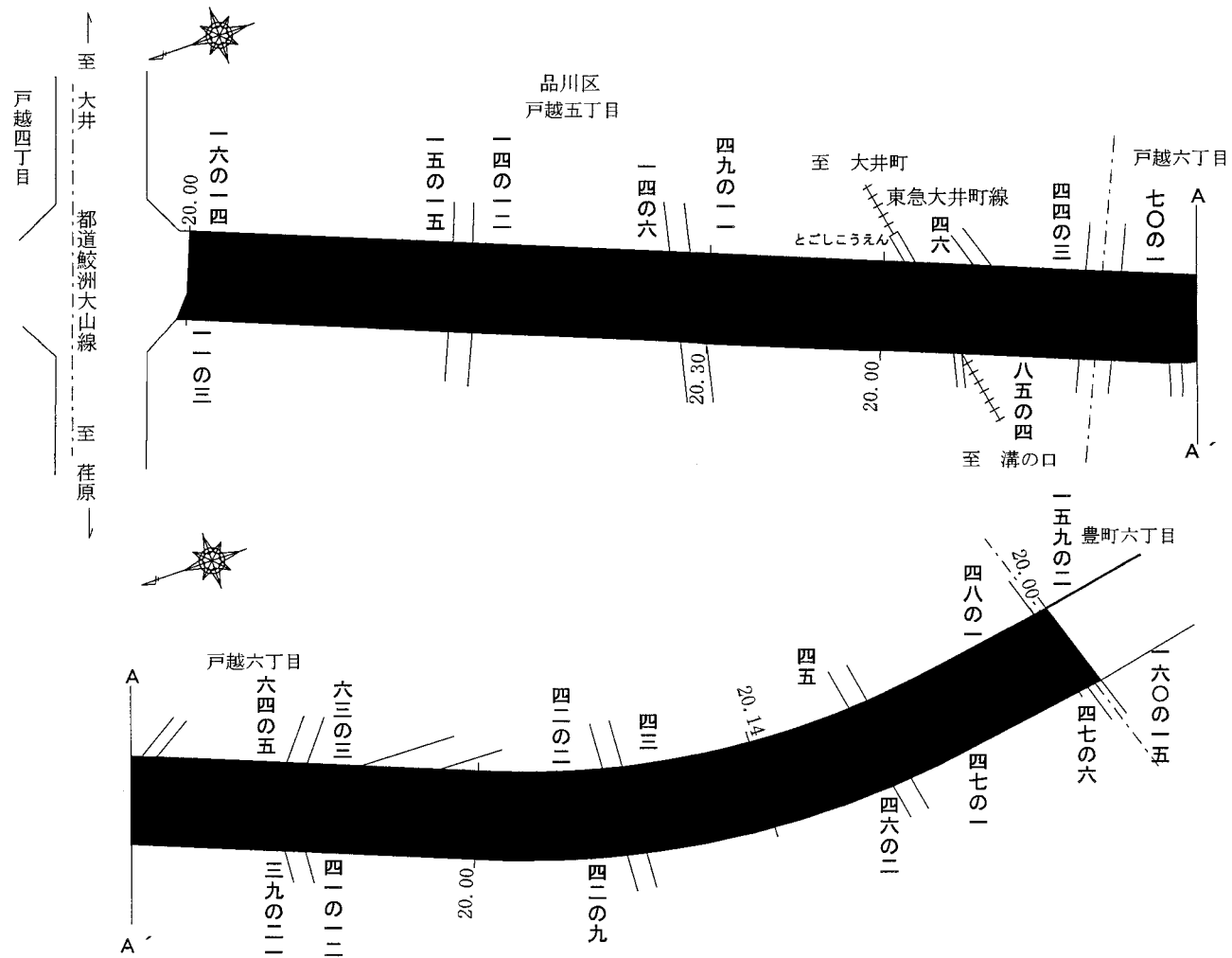
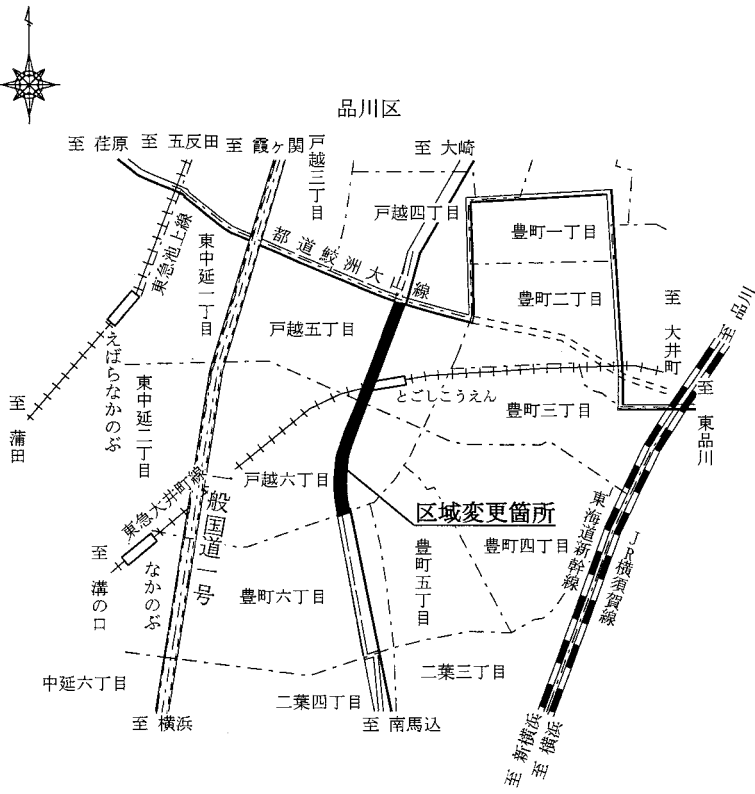
別図

都道鮫洲大山線区域変更略図
品川区戸越五丁目～豊町六丁目

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 四五七・〇九メートル
面積 九、一〇〇・六六平方メートル

計画線



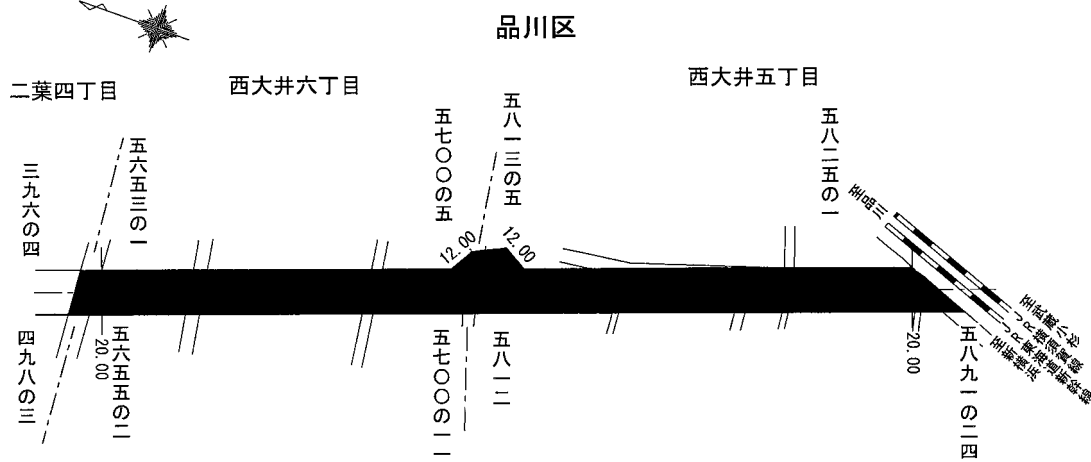
●東京都告示第千五百九十一号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十七年十一月二日から起算して

別図

都道鮫洲大山線区域変更略図
 品川区二葉四丁目〜西大井五丁目

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 四〇二・二二メートル
 面積 七、九五七・五五平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年十一月二日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 鮫洲大山

二 変更の区間 品川区二葉四丁目三百九十五番三地先から同区西大井五丁目五千八百九十一番二十四地先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年十一月二日

東京都知事 舛 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 氏名 事業所の所在地 取消年月日
秋多町石 原口 加代 あきる野市引田四 平成二十七年
油有有限会 子 百三番地三 八月三十一日

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際交流日本語協会

三 代表者の氏名
飯田 豊

四 主たる事務所の所在地
東京都台東区松が谷一丁目四番六一八〇五号

五 定款に記載された目的
この法人は、広く世界の人々に対して、日本語教育を通じての国際交流を図り、海外への教育支援、在留外国人の日本語教育、国際親善を推進するための文化交流に関する事業を行い、もって日本と諸外国との友好関係の発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人現代文化振興会

三 代表者の氏名
田中 真代

四 主たる事務所の所在地
東京都中野区中野五丁目四番七号 中野区温暖化対策推進オフィス

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、新しい文化を通じた、幅広い世代によるコミュニティの形成、作品の保全や振興、子育て、教育の支援を行う。セミナー・講演会、普及啓発事業等を行い、すべての老若男女が、

より一層の幸福を感じられるような社会を目指す。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 I L & P アシスト

三 代表者の氏名
寺本 晃久

四 主たる事務所の所在地
東京都日野市高幡千二十三ー五 クレールハイム A 一〇八

五 定款に記載された目的
この会は、障害のある人が、入所施設ではなく、地域での自立生活をおくるための支援をすることを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生活・福祉環境づくり 21

三 代表者の氏名
石井 卓爾

四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区丸の内二丁目五番一号 丸の内二丁目ビル三階

五 定款に記載された目的
本会は、高齢社会に対応し、高齢者を中心とした生活

者が安心して自立した生活を送れる環境整備事業等を行い、経済社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人西東京臨床糖尿病研究会

三 代表者の氏名

貴田岡 正史

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市本町二丁目二十三番五号 ラフィネ込

山No. 31802号

五 定款に記載された目的

この法人は、ボランティア活動による教育学習等を通じて、糖尿病に対する知識の普及と糖尿病診療におけるネットワーク作りを推進し、糖尿病患者等の支援に寄与する。さらに、糖尿病のみならず、生活習慣病や老年病の予防、ケアに関する研究や教育活動を行い、国民の健康増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

